

2015年8月11日

各 位

会 社 名 朝日インテック株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 宮田 昌彦
(東証第二部・名証第二部 コード番号：7747)
問 合 せ 先 執行役員 経営戦略室長 伊藤 瑞穂
(TEL. 052-768-1211)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2015年8月11日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2015年9月29日開催予定の第39回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

2015年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90条)により、責任限定契約を締結できる会社役員(取締役)の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、当社定款第30条(社外取締役の責任免除)及び第41条(社外監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、定款第30条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定時株主総会開催日	2015年9月29日(予定)
定款変更の効力発生日	2015年9月29日(予定)

以上

【別紙】

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>社外取締役</u>の責任免除)</p> <p>第 30 条 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(<u>取締役</u>の責任免除)</p> <p>第 30 条 当社は、<u>取締役</u> (<u>業務執行取締役等であるものを除く</u>)との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>
<p>(<u>社外監査役</u>の責任免除)</p> <p>第 41 条 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(<u>監査役</u>の責任免除)</p> <p>第 41 条 当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>

以上